

○総務省令第六十四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十日

総務大臣 高市 早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

附則

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例)
 第七条 次の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であつて、第三条第一項第一号に規定する方法による本人確認及び第十一号に規定する方法による被災者であること、第三条第一項第一号に規定する方法による本人確認(以下「通常本人確認等」という。)を行うことが困難であると認められるものに係る法第三条第一項及び法第五条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第三条第一項第一号及び第十一号第一項第一号の規定にかかわらず、通常本人確認等を行うことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げる日までの間、当該被災者から申告を受ける方法とすることができる。

対象被災者	対象期限
〔略〕 令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市区町村の区域に住居を有する被災者	令和二年四月三十日
令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市区町村の区域に住居を有する被災者	令和二年十二月三十一日

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例)
 第七条 〔同上〕

対象被災者	対象期限
〔同上〕 令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された市区町村の区域に住居を有する被災者	令和二年四月三十日

〔2 同上〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。